

令和4年第1回取手市議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年2月15日（火）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

---

日程第2 会期の決定

---

日程第3 諸般の報告

---

日程第4 承認第1号 令和3年度取手市一般会計補正予算（第16号）の専決処分の承認について

---

日程第5 承認第2号 令和3年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

---

日程第6 議案第1号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

---

日程第7 議案第2号 令和3年度取手市一般会計補正予算（第17号）

---

日程第8 議員提出議案 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
第1号

---

日程第9 議会運営委員会委員の選任について

---

日程第10 常任委員会委員の選任について

地方自治法第121条により令和4年第1回臨時会への出席を求めた者及び委任を受けた説明員

1. 出席を求めた者

取手市長	藤井信吾
------	------

取手市教育長	伊藤哲
--------	-----

2. 委任を受けた説明員

副市長	吉田雅弘
総務部長	鈴木文江
政策推進部長	井橋貞夫
財政部長	牧野妙子
福祉部長	稲葉芳弘
健康増進部長	大野安史
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	前野拓
都市整備部長	齋藤嘉彦
福祉部次長	飯野恵久子
子育て支援課長事務取扱	
建設部次長	森田正和
管理課長事務取扱	
都市整備部次長	渡来真一
都市計画課長事務取扱	
総務部長	澤部慶
総務課長	軽部幸雄
人事課長	松崎剛
総務課副参事	
政策推進部長	彦坂哲
政策推進課副参事	高中誠
財政部財政課長	中村有幸
福祉部社会福祉課長	下田浩
健康増進部保健センター長	助川直美
まちづくり産業振興部長	海老原輝夫
振興部	
都市整備部建築指導課長	田中健士

教育委員会	教育部長	田中英樹
	学務課長	直井徹
	子ども青少年課長	香取美弥

令和4年第1回取手市議会臨時会会期日程

日次	期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事	備考
1	2 / 15	火	本会議	午前 10 時	開会、議案上程、提案理由説明・質疑・ 討論・採決、議会運営委員会委員の選 任、常任委員会委員の選任、閉会	

取市発第506号  
令和4年2月10日

取手市議会議長  
齋藤久代 殿

取手市長 藤井信吾

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

#### 記

専決処分第1号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該事故現場については側溝の修繕を実施した上で、当該事故現場の周辺についても安全確認を行いました。

専決処分第4号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該事故現場については補修作業を実施した上で、当該事故現場の周辺についても路面状況を点検しました。

## 専決処分第1号

### 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和4年1月4日

取手市長 藤 井 信 吾

#### 損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する学校における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

#### 2 事故の概要

令和3年5月17日午前7時50分頃、取手市立藤代小学校敷地内において、相手方が対向してきた車を避けるため車両を寄せたところ、当該車両の左側前方のタイヤが側溝の蓋を踏んだことにより蓋がめくれ上がり、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 141,625円(過失割合 市100:相手方0)

## 専決処分第4号

### 専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和4年2月8日

取手市長 藤井信吾

#### 損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する道路における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○  
(氏名) ○○○○○

#### 2 事故の概要

令和3年12月1日午後8時10分頃、取手市下萱場1533番地先の市道において、相手方所有の自動車が走行していたところ、当該道路の路面舗装がはがれた部分に当該車両の左側後方の車輪が接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 19,910円 (過失割合 市80:相手方20)

# 会派名簿

R 4 . 1 . 1 9 現在

## ・ 創和会 ( 7 名 )

◎金澤 克仁

赤羽 直一・佐藤 隆治・岩澤 信・小堤 修

鈴木 三男・海東 一弘

## ・ みらい ( 5 名 )

◎山野井 隆

入江 洋一・石井めぐみ・関川 翔・須田 光雄

## ・ 公明党 ( 4 名 )

◎染谷 和博

齋藤 久代・落合信太郎・久保田真澄

## ・ 日本共産党 ( 4 名 )

◎関戸 勇

加増 充子・遠山智恵子・小池 悦子

## ・ 無会派クラブ ( 2 名 )

◎細谷 典男

根岸裕美子

## 【無会派議員】

結城 繁

# 取手市議会組織図

令和4年1月19日現在

議長： 齋藤 久代

副議長： 結城 繁

議員任期 令和2年2月15日～令和6年2月14日

議会運営委員会 (8人)	総務文教常任委員会 (7人)	福祉厚生常任委員会 (8人)	建設経済常任委員会 (8人)	デモテック戦略 特別委員会 (8人)	一般会計決算・予算 審査特別委員会 (10人)
◎岩 澤 信 ○関 川 翔 根 岸 裕美子 小 池 悦 子 落 合 信太郎 石 井 めぐみ 佐 藤 隆 治 赤 羽 直 一	◎小 堤 修 ○須 田 光 雄 根 岸 裕美子 小 池 悦 子 染 谷 和 博 結 城 繁 赤 羽 直 一	◎石 井 めぐみ ○久保田 真 澄 海 東 一 弘 岩 澤 信 細 谷 典 男 山 野 井 隆 齋 藤 久 代 遠 山 智恵子	◎金 澤 克 仁 ○関 川 翔 鈴 木 三 男 落 合 信太郎 関 戸 勇 佐 藤 隆 治 入 江 洋 一 加 増 充 子	◎落 合 信太郎 ○海 東 一 弘 鈴 木 三 男 関 川 翔 石 井 めぐみ 細 谷 典 男 赤 羽 直 一 遠 山 智恵子	◎染 谷 和 博 ○鈴 木 三 男 須 田 光 雄 根 岸 裕美子 久保田 真 澄 小 堤 修 小 池 悦 子 岩 澤 信 石 井 めぐみ 遠 山 智恵子

※ ◎は委員長、○は副委員長を表す。

常総地方広域市 町村圏事務組合 議会議員 (3人)	茨城県南水道企 業団議会議員 (4人)	龍ヶ崎地方衛生 組合議会議員 (4人)	取手地方広域下 水道組合議会議 員 (7人)	利根川水系県南 水防事務組合議 会議員 (5人)	取手市外2市火 葬場組合議会議 員 (3人)	茨城県後期高齢 者医療広域連合 議会議員 (1人)	取手市 監査委員
関 戸 勇 入 江 洋一 赤 羽 直一	根岸裕美子 岩澤 信 染谷 和博 佐藤 隆治	海東 一弘 久保田真澄 小池 悦子 石井めぐみ	須田 光雄 小堤 修 落合信太郎 金澤 克仁 山野井 隆 結城 繁 加増 充子	鈴木 三男 関川 翔 落合信太郎 入江 洋一 遠山智恵子	齋藤 久代 結城 繁 金澤 克仁	結城 繁	山野井 隆

議案第2号 令和3年度取手市一般会計補正予算（第17号）  
 質疑通告一覧表

令和4年第1回臨時会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨	議案書の ページ等
1	加増充子 議員	臨時交付金について	1 市長提案理由で就業・起業またはテレワークを行う移住支援金について「取手市においては東京圏からの転入者が増加している…」とあるが、人口増との関係でどう見ているか 2 臨時交付金活用の検討内容	議案書P6
2	遠山智恵子 議員	（民生費）保育士等処遇改善事業補助金について	1 対象となる保育士の人数 2 これまでの処遇改善費からどう変わるのか	議案書P7
		（教育費）放課後児童支援員報酬について	1 対象となる支援員の人数 2 補助員の対応について 3 放課後児童支援員等処遇改善事業補助金についての内容	議案書 P9・P10
		（教育費）要保護・準要保護児童就学奨励費について	1 対象となる児童生徒の現状	議案書P8・P9

議員提出議案第1号

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年 2月15日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者	取手市議会議員	岩 澤 信
〃	〃	赤 羽 直 一
〃	〃	佐 藤 隆 治
〃	〃	落 合 信太郎
〃	〃	根 岸 裕美子
〃	〃	関 川 翔
〃	〃	小 池 悦 子
〃	〃	石 井 めぐみ

提案理由

オンライン会議システムを活用した委員会の会議について、やむを得ない理由により参集が困難な委員から求められた場合及び委員長が特に必要と認める場合にも招集できるようにするため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例

取手市議会委員会条例（昭和45年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議の特例)</p> <p>第15条の2 委員長は、<u>次に掲げる場合には、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)</u>を活用した会議を開くことができる。</p> <p>(1) <u>災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認める場合</u></p> <p>(2) <u>公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める場合</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(会議の特例)</p> <p>第15条の2 委員長は、<u>災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、</u>映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した会議を開くことができる。</p> <p>2 (略)</p>

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。